

令和7年度 公の施設等運営状況報告

農林水産部

令和7年6月11日（水）

目 次

1	運営状況報告の概要	1
2	施設別運営状況報告	
(1)	県所有施設	
①	【産地振興課】	
	園芸リサイクルセンター	3
②	【畜産課】	
	米平公共育成牧場	9
③	【林政課】	
	茨城県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）	15
	自然観察施設等（奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手まき記念の森）	24
④	【水産振興課】	
	波崎漁港海岸休憩施設	35
	漁港施設等（那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設）	38

○ 運営状況報告の概要

- 令和7年度の所管施設数は13施設(令和6年度と比較して、施設の増減はない)。
- 県民の森等4施設については、民間アイデアを活用し、魅力ある施設への一新を図っていくため、令和7年度から民間事業者が新たな指定管理者として管理している。
- 県民の森及び植物園については、令和7年11月の開園に向けたリニューアルを実施している。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和7年度	9		4			13
	令和6年度	9		4			13
出資団体等 所有施設	令和7年度						
	令和6年度						

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

産地振興課（農林水産部）
令和 7 年 6 月 11 日（水）

○施設名 園芸リサイクルセンター

1 現状

(1) 施設の概要

- 園芸リサイクルセンターは、園芸振興と農村環境保全の両立を図り、農業由来の廃プラスチック(使用済農業用ビニール(以下「農ビ」という。)、使用済農業用ポリエチレン等(以下「農ポリ」という。))。総称して以下「廃プラ」という。)の処理について、農業者の負担低減と適正処理に資するために設置した施設であり、主に廃プラの収集運搬及び再生処理等の事業を行っている。

所在地	東茨城郡茨城町網掛 1154- 1
開業年月	平成 7 年 7 月
施設概要	敷地面積 51,365.63 m ² 工場棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：1,902.64 m ²) 管理棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 1 階建 (延床面積：248.39 m ²)
設置理由	本県は農業産出額の過半を園芸作物が占めており、農業由来の廃プラの排出量が多い県である。 当施設を整備する以前は、廃プラの排出量が急増していく中、近隣に処理事業者がなく、遠方の処理事業者に処理を委託していたため農業者の負担が大きかったほか、野焼き等の不適正処理が多く見られ問題となっていた。 そのため、県・市町村・農業者(農業者団体等)による廃プラの適正処理に係る協会を設置し、県が処理事業者の誘致と施設整備を行い、施設を協会(現在の(公社)茨城県農林振興公社に事業継承)に貸付け運営することとした。 なお、平成 7 年 10 月 23 日付けで国から発出された「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」では、「園芸用使用済プラスチックの適正処理はリサイクル処理を基本とする。」こととされており、行政機関等が中心となって、必要な支援措置を積極的に講ずるものとしている。
設置の根拠法令等	—
事業内容	農ビの収集運搬及び再生処理、農ポリの収集運搬(再生処理は外部委託)、廃プラ適正処理に係る農業者への啓発等
定 員	—
利用料金	登録料：1,000 円/戸・年、処理料金：56.0 円/kg (農ビ)、60.5 円/kg (農ポリ)

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 平成7年度から(公社)茨城県農林振興公社(以下「公社」。)へ貸付け、公社が主体的な運営を行っている。

相手方	公益社団法人 茨城県農林振興公社 (旧社団法人茨城県農業用プラスチック処理協会の事業を継承)
契約形態	公有財産賃貸借契約 (令和5年締結) 3年更新
契約内容	土地 51,365.63 m ² 、建物2件 (延べ床面積 2,151.03 m ²)、工作物28件の貸付け
貸付料 (年額)	15,562,513 円

(3) 利用状況

- 利用者数(登録農家戸数)は、平成13年度以降は概ね6,000戸前後で推移しており、令和6年度の利用者数は約5,400戸と、ピーク時(平成18年度)の83%とやや減少している。
- 県内全域の農業者が利用しており、年間を通して各市町村から回収している。
- なお、令和6年度の廃プラの回収量は約4,000トンと、ピーク時(平成8年度)の54%となっている。
- 資材の耐久性向上や処理費用上昇等の理由により、農家においてプラスチック資材を長期利用することで排出までの期間が長くなっていること、また、生分解性資材等の導入が進んでいること等により、年々減少傾向となっている。

【利用者数等の推移】

(単位：戸)

年度	H18 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
登録農家戸数	6,559	5,676	5,605	5,812	6,165	6,414	6,151	5,995	5,656	5,679	5,417	83%

【廃プラ回収量の推移】

(単位：トン)

年度	H8 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
回収量	7,565	3,896	3,729	3,663	4,577	5,459	5,788	4,878	4,337	4,094	4,075	54%

※H29に県内の処理業者が廃業した影響で、H30からR2まで一時的に回収量が増加。

(4) 運営状況

- 園芸リサイクルセンターにおいては、廃プラの適正処理等の目的を達成するため、市町村や農業者団体と連携した廃プラの収集運搬事業や、民間処理事業者と連携した廃プラの再生処理事業を実施してきた。
- 収支については、平成 28 年度までは概ね均衡が図られていたものの、社会情勢の変化に伴い、運営費用や民間事業者への処理委託料が上昇したことで、平成 29 年度から令和元年度は収支状況が悪化した。このため、令和 2 年度に利用料金を変更した結果、近年は収支が回復した。
- 施設設備の大規模な修繕については県において実施しており、1 年間あたり平均で約 3,000 万円となっている。なお、比較的軽微な修繕は、公社において実施している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)					歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	利用料 収入	会費・ 補助金※ ¹	再生品売 却収入※ ²	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他※ ³				
H27	269,906	62,468	48,985	97,738	60,715	250,676	14,122	42,224	194,330	0	19,230	7,889
H28	234,242	83,971	48,133	67,760	34,378	232,181	13,989	32,735	185,457	0	2,061	7,914
H29	209,285	72,368	60,809	49,653	26,455	239,443	12,387	35,747	191,309	0	△30,158	8,305
H30	250,650	91,357	63,002	68,349	27,942	290,653	12,731	32,380	228,910	16,632	△40,003	32,125
R 1	292,758	139,538	63,495	72,030	17,695	294,887	14,562	28,625	251,700	0	△2,129	34,460
R 2	443,418	340,724	71,923	16,442	14,329	442,535	13,786	29,920	398,829	0	883	26,979
R 3	395,740	296,359	58,092	22,077	19,212	394,646	14,149	34,751	345,746	0	1,094	29,336
R 4	366,938	261,893	48,715	21,821	34,509	362,387	14,718	42,323	305,346	0	4,551	41,182
R 5	309,665	144,765	46,730	83,967	34,203	308,986	18,790	47,452	242,744	0	679	56,760
R 6 (見込み)	306,452	146,541	46,430	89,423	24,057	305,840	22,994	53,086	229,760	0	612	63,710
平均	307,905	163,999	55,631	58,926	29,349	312,223	15,223	37,924	257,413	1,663	△4,318	30,866

※1：農業者団体会費（定額）、市町村会費、補助金。

※3：大規模修繕費用。

※2：グラッシュ（再生品）の売却収入。R2～R4は売却単価が低かったことで減少。

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 主な実績としては、施設及び設備の老朽化に伴うプラント機器の更新等を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	40,932	排水処理施設（接触酸化槽）修繕（県）、排水処理プラント設備（泥掻き寄せ機等）更新（公社）
R 1	24,310	排水処理プラント設備（制御盤等）更新（県）
R 2	21,116	再生処理プラント設備（粉碎機 1 基目）更新（県）
R 3	21,116	再生処理プラント設備（粉碎機 2 基目）更新（県）
R 4	28,782	再生処理プラント設備（第 1 洗浄トロンメル等）更新（県）
R 5	12,595	高圧電力受変電設備（キュービクル）修繕（県）
R 6	50,765	比重選別機更新工事（県）
計	199,616	

（5）周辺エリア、類似施設等の状況

- 農ビの再生処理施設は、全国で当施設を含め 5 社しかなく、県内には他に類似施設はない。
- 千葉県も本県同様に県が所有するリサイクルセンターがあり、廃プラの処理を行っているものの、廃プラの排出量が本県より少ないため、効率的な運営等について検討している状況である。

2 課題

- 廃プラについては、排出者である農業者自身が自ら適切に処分すべき産業廃棄物であるが、一般に農業者は零細であるため、個々の廃プラの排出量は少なく、また、土が付着していること等により、民間の事業者には処理を敬遠されやすいという特性がある。
- 農ビについては近隣に民間の再生処理事業者が無いため、農家負担の増加を抑えるためには、当施設を中心とした集団回収と処理の枠組みを維持していく必要がある。
- 施設設置から 29 年が経過しており、継続的な運営のためには施設や設備の老朽化への対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 7 年度	令和 6 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行施設の継続的な運営により、農業県として資源循環型農業を推進していく。

【理由】

- 当施設はこれまで、本事業を通じた廃プラの再生処理の取り組みにより、廃プラの再生率が年々上昇している等、一定の効果を上げていることから、引き続き施設を存続させていくことが必要である。
- なお、施設の管理運営に当たっては、市町村と連携した体制を維持するためには民間事業者での運営は困難であるなどの観点から、引き続き県において運営を継続し、農家へのより一層のセンター利用の呼びかけを行う。併せて、他県からの試行的な受入の実施等による効率的な運営に必要な処理量の確保、より農家負担の低減につながりうる処理業者・処理方法の調査、予防保全による修繕費の削減などにより合理化に取り組んでいく。

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

畜産課（農林水産部）
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

○施設名 米平公共育成牧場

1 現状

(1) 施設の概要

- 米平公共育成牧場は、県北地域のモデル牧場として、優良繁殖雌牛の供給及び放牧・肥育技術の実証展示を行うために昭和 56 年に設置し、雌牛の放牧管理と和牛の肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会に貸付け、同連合会が主体的に運営を行っている。

所 在 地	高萩市大字中戸川字米平 2096 番地
開業年月	昭和 56 年 4 月
施設概要	施設敷地 1,405,340 m ² 、鉄骨造牛舎（延床面積：5,697.26 m ² ）、鉄骨造倉庫（延床面積 363.12 m ² ）、鉄骨造堆肥舎（延床面積 489 m ² ）、ほか
設置理由	県内雌牛の繁殖成績向上を目的とした放牧事業、高品質常陸牛生産のための肥育技術や飼料の給与実証を行うための施設
設置の根拠法令等	-
事業内容	県内繁殖雌牛の放牧、肥育技術の実証
定 員	放牧地 牛 50 頭 肥育牛 250 頭
利用料金	預かり放牧 440 円/頭・日

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 運営コストの削減を図るため、開設当初の昭和56年度から雌牛の放牧管理技術と肥育技術を有する茨城県畜産農業協同組合連合会への貸付により行っており、同連合会が主体的に運営を行っている。

相手方	茨城県畜産農業協同組合連合会
契約形態	公有財産賃貸借契約（令和4年締結） 4年毎に更新
契約内容	施設敷地 1,061,003 m ² 、付帯施設7件の貸付け
貸付料 （年額）	無償貸与
その他	-

(3) 利用状況

- 平成30年度に、雌牛の繁殖成績を向上させることを目的に預かり放牧を開始し、牧場が所在している高萩市や近隣の大字町などの農家が主に利用している。利用頭数は、近年、横ばいで推移している。

【利用頭数の推移】

（単位：頭）

年度	R4 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/ピーク
利用頭数	307	243	249	270	269	276	277	279	307	284	276	89.9%

(4) 運営状況

- 米平公共育成牧場においては、県内雌牛の繁殖成績の向上と高品質常陸牛の生産拡大等の目的を達成するため、繁殖雌牛の放牧、肥育技術の実証などを行ってきた。
- その結果、平成 29 年度から令和 3 年度にかけては景気の冷え込みやコロナ禍の影響による枝肉価格の低迷などにより、収支がマイナスとなったが、令和 4 年度は放牧頭数の拡大による利用料の増加や放牧による生産性の向上などにより黒字に転換している。
- なお、米平公共育成牧場の運営に関して、県は指定管理料や補助金等の費用負担は行わず、貸付先である茨城県畜産農業協同組合連合会において管理運営に伴い生じる費用を負担している。
- 茨城県畜産農業協同組合連合会が実施した修繕以外に、県においても繁殖雌牛の放牧を行うための放牧地の整備や台風等による法面崩壊の修繕を実施しており、平成 27 年以降の 10 年間で 1 年あたりの修繕費の平均は 9,819 千円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	利用料 収入	自主事業 収入	その他		人件費	維持 管理費	事業費	その他			
H27	367, 155	0	366, 259	896	365, 876	4, 223	5, 724	355, 154	775	1, 279	-
H28	163, 074	0	161, 587	1, 487	156, 895	4, 808	5, 851	145, 526	710	6, 179	-
H29	156, 454	0	154, 604	1, 850	163, 754	4, 362	6, 500	152, 335	557	△7, 300	54, 238
H30	183, 039	1, 597	179, 135	2, 307	207, 026	4, 507	8, 505	192, 226	1, 788	△23, 987	-
R 1	156, 992	3, 155	151, 203	2, 634	173, 989	4, 634	8, 905	157, 199	3, 251	△16, 997	-
R 2	197, 429	4, 403	190, 582	2, 444	206, 838	6, 597	8, 279	187, 016	4, 946	△9, 409	27, 566
R 3	141, 272	4, 117	136, 064	1, 091	147, 590	3, 881	11, 382	129, 054	3, 273	△6, 318	-
R 4	197, 826	4, 617	192, 630	579	194, 305	3, 910	10, 241	176, 335	3, 819	3, 521	16, 379
R 5	192, 554	4, 045	185, 144	3, 365	200, 407	4, 255	9, 824	183, 965	2, 363	△7, 853	-
R 6	163, 110	3, 000	159, 500	610	179, 910	5, 500	8, 910	163, 500	2, 000	△16, 800	-
平均	191, 891	2, 493	187, 671	1, 726	199, 659	4, 668	8, 412	184, 231	2, 348	△7, 768	9, 818

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 繁殖雌牛の放牧を行うための放牧地整備については、国補事業を活用し県が実施した。
- その他、台風や大雨による大規模な法面崩壊の復旧工事は県が実施し、施設の維持管理に関する小規模な修繕は貸付先の茨城県畜産農業協同組合連合会で実施している。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27		
H28		
H29	54,238	簡易な牛を繋ぐためのスタンションの整備や牧草の種子や肥料の散布、放牧地の整備
H30		
R 1		
R 2	27,566	台風 19 号による法面や山腹崩壊等に伴う復旧工事
R 3		
R 4	16,379	大雨による採草地法面崩壊に伴う復旧工事
R 5		
R 6		
計	98,177	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 県北地域は和牛繁殖が盛んな地域であり、本地域に和牛のための放牧地があることで地域の繁殖農家の労力削減、生産性の向上が期待できる。
- 県内の公共牧場及び共同利用牧場は、採算性や老朽化などの問題から年々減少しており、令和 6 年度は米平公共育成牧場含めて 5 牧場で、このうち米平公共育成牧場を除く 4 牧場が管理主体は市町村となっている。

2 課題

- 施設設置から 44 年経過しており、放牧地や施設、設備の老朽化への対応が必要である。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 7 年度	令和 6 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設はこれまで、県内繁殖雌牛の生産性向上と常陸牛の生産拡大並びに高品質化を図るため、農家の雌牛放牧や肥育技術の実証展示などを通じて、常陸牛のブランド化に一定の役割を果たしており、引き続き施設を存続させる必要がある。
- なお、施設の管理運営に当たっては、周辺地域に代替施設が無いほか、繁殖雌牛や肥育牛の飼養管理などの特殊な技術が必要なほか、採算性が課題であり、民間事業者での運営は困難であるなどの観点から、引き続き茨城県畜産農業協同組合連合会による管理運営を継続し、更なる放牧頭数の拡大などによる収入増加と生産性向上などの合理化に取り組んでいく。

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

林政課（農林水産部）
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

○施設名 県民の森等（県民の森、植物園、森のカルチャーセンター、きのこ博士館）

1 現状

（1）施設の概要

- 県民の森等は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であり、「県民の森」のほか、「植物園」、県民の森内の大型木造施設「森のカルチャーセンター」、きのこをテーマにした展示施設「きのこ博士館」が那珂市戸地内に一体的に整備されている。
- 県民の森は、野生植物の観察や保健・休養の場として昭和 44 年に整備された。コナラやクヌギ、スギなどからなる約 65ha の広大な森林であり、手軽に自然を感じられる場、心身の癒しの場として親しまれている。近年は、シニア層の手軽な散策コースとして人気が高い。
- 植物園は、植物に関する知識の習得や憩いの場として昭和 56 年に整備された。バラ、ボタン、シャクナゲなど約 600 種、約 5 万本の植物を四季折々に楽しめる施設であり、小中学校の校外学習や遠足での利用も多い。また、園内の熱帯植物館は、東南アジアの熱帯・亜熱帯に生育する植物を観察できる施設として平成 6 年に整備された。雨天時でも植物観察ができる施設として利用が多い。なお、リニューアルのため、令和 6 年 7 月 1 日から休園中である。
- 森のカルチャーセンターは、県民の森内の大型木造施設で平成 2 年に整備された。施設内に設置した木製の遊具や玩具を通して自然や木のぬくもりを感じられるほか、木造の良さを体感できる建築物であり、県民の森散策の休憩場所としての利用も多い。
- きのこ博士館は、全国でも珍しいきのこをテーマにした展示施設で平成 10 年に整備された。幻想的な雰囲気館内にはきのこのほか、山菜やうるしなど特産林産物に関する展示・解説があり、小中学校の校外学習や遠足での利用も多い。

(3) 利用状況 ※令和6年7月1日から植物園が休園のため、利用者数は令和5年度との比較とした。

- 県民の森の利用者数は、平成以降、年間5～9万人の年が多かったが、令和に入り毎年10万人を超えており、令和3年度には過去最高の約12万7千人が利用し、令和5年度は約11万7千人であった。シニア層の手軽な散策コースとしての利用や、適度なアップダウンを活用したジョギングコースとしての利用などが多い。コロナ禍（令和2年度以降）においても利用者数は増加傾向であり、三密を回避しながら活動できる場として森林利用のニーズが高まったためと推察される。
- 植物園の利用者数のピークは、平成7年度の約23万8千人。施設の老朽化や類似施設の台頭、少子化による遠足利用・親子連れの減少等により利用者は減少傾向にあり、令和5年度の利用者数は約5万人と、ピーク時と比較すると約8割減少している。
- 森のカルチャーセンターの利用者数のピークは、開設直後の平成4年度の約6万3千人。一時は利用者数が2万人台に減少したものの、県民の森の利用者増加に伴い同施設の利用者数も増加した。令和5年度の利用者数は約6万2千人とピーク時と同程度の利用があった。
- きのこと博士館の利用者数のピークは、開設時の平成10年度の約8万7千人。令和5年度の利用者数は約3万人であり、ピーク時から比較すると約7割減少している。
- 4施設合計の利用者数は、近年では県民の森の利用者の伸びにより微増傾向だが、中核的な施設である植物園の利用者がピーク時から大幅に減少するなど、長期的には減少している。

【利用者数の推移】※植物園はR6.7.1から休園

(単位：人)

年度	ピーク	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※	R6/ ピーク
県民の森	127,021 (R3)	79,217	82,567	91,602	103,006	110,538	108,224	127,021	117,811	116,988	113,753	90%
植物園	238,149 (H7)	62,383	63,094	63,742	57,234	50,746	34,333	46,403	56,354	49,871	16,718	7%
森のカルチャー センター	63,179 (H4)	44,936	49,206	46,895	45,249	62,696	50,041	61,544	61,411	61,775	47,710	76%
きのこと 博士館	86,968 (H10)	28,909	32,616	35,503	34,503	30,835	21,966	22,307	28,738	29,699	25,666	30%
合 計	379,371 (H4)	215,445	227,483	237,742	239,992	254,815	214,564	257,275	264,314	258,333	203,847	54%

(4) 運営状況

○ 施設運営に係る支出は、平均で年間約 1.2 億円。一方、指定管理料及び利用料収入等を合わせた収入は、同約 1.2 億円であり、収支はほぼ均衡。なお、収支がマイナスとなった年は、指定管理者が赤字額を負担している。

【収支の推移】※植物園は R6. 7. 1 から休園

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H27	125,532	115,700	7,320	2,512	125,727	60,800	64,178	749	0	△195	23,954
H28	124,559	114,192	7,354	3,013	128,725	66,292	61,681	752	0	△4,166	16,486
H29	120,418	110,699	7,340	2,379	121,339	59,633	60,979	727	0	△921	32,929
H30	118,254	108,331	7,464	2,459	122,520	59,846	61,878	796	0	△4,266	32,297
R 1	119,622	111,057	7,182	1,383	113,903	58,328	54,761	814	0	5,719	0
R 2	117,659	111,057	5,078	1,524	109,807	59,881	49,542	384	0	7,852	9,438
R 3	118,809	111,057	6,699	1,053	117,854	60,936	56,603	315	0	955	19,492
R 4	121,065	111,057	7,985	2,023	120,574	61,146	58,905	523	0	491	1,648
R 5	121,329	111,057	6,760	3,512	121,462	63,837	57,120	505	0	△133	0
R 6 ※	109,661	106,665	2,551	445	109,244	58,344	50,468	432	0	417	27,906
平均	119,691	111,087	6,573	2,030	119,116	60,904	57,612	600	0	575	16,415

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 直近 10 年間の大規模修繕の実績としては、熱帯植物館の空調設備機器の更新工事やきのこ博士館における屋根等修繕工事等を実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	13,478	県民の森における危険木（マツ等）伐倒工事
H28	13,090	県民の森における危険木（マツ等）伐倒工事
H29	26,536	県民の森における危険木（マツ等）伐倒工事
H30	12,236	県民の森における木製遊具の更新工事
R 1	0	－
R 2	0	－
R 3	15,356	熱帯植物館における空調設備機器の更新工事
R 4	0	－
R 5	0	－
R 6	16,728	きのこ博士館における屋根等修繕工事
計	97,424	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 本施設から車で約 10 分の常磐自動車道那珂インターチェンジ周辺エリアに、那珂市が道の駅の整備を計画しており、令和 4 年 10 月に基本構想、令和 5 年 3 月に基本計画、令和 7 年 3 月に基本設計を策定した。
- 近県の類似施設では、本県と同様に指定管理者制度を導入して施設を管理している。

<他県類似施設（植物園（都・県立））>

施設名	所在地	指定管理者
とちぎ花センター	栃木県栃木市	(公財)栃木県農業振興公社
ぐんまフラワーパーク	群馬県前橋市	(株)ぐんまフラワーパーク J V
神代植物公園	東京都調布市	(公財)東京都公園協会
神奈川県立大船フラワーセンター	神奈川県鎌倉市	アメニス大船フラワーセンターグループ

<他県類似施設（県民の森（都・県立））>

施設名	所在地	指定管理者
栃木県県民の森	栃木県矢板市	たかはらの森管理グループ
埼玉県県民の森	埼玉県秩父郡横瀬町	(公社)埼玉県農林公社
東京都檜原都民の森	東京都西多摩郡檜原村	檜原村
東京都奥多摩都民の森	東京都西多摩郡奥多摩町	奥多摩町
神奈川県立 21 世紀の森	神奈川県南足柄市	(株)アグサ
千葉県立内浦山県民の森	千葉県鴨川市	(一財)千葉県観光公社
千葉県立清和県民の森	千葉県君津市	千葉県森林組合

(6) 議会からの提言や外部有機者等からの意見等

○ 魅力向上に関する調査特別委員会（令和2年度）

提言内容	対応状況
茨城県民の森及び茨城県植物園については、四季の感動を体験・体感し、憩い学べる自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、先進的な技術や体験型アウトドア施設など、新たなコンセプトを導入することにより、魅力溢れる施設に一新し、観光客増加及び地域経済の活性化を図る必要がある。	民間の創意工夫や経営力を取り入れ、植物園等としての機能を活かしつつ、県内外からの集客を実現できる魅力溢れる施設への一新を図っていく。

2 課題

- 整備後 40 年以上経過している施設が多く、今後も施設の機能を維持していくためには、空調機の更新等の大規模工事や、機能が低下した電気設備、給排水設備等の更新を計画的に行う必要があり、維持管理費の増大が見込まれる。これら施設・設備の更新、修繕に係る費用は指定管理料とは別に県が措置する必要がある。
- 県民の森は、シニア層の手軽な散策コースとしての利用などにより利用者数は微増傾向にある一方、中核施設である植物園については、施設の老朽化等により、利用者数はピーク時と比較し大幅に減少している。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和7年度	令和6年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）		
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）	○	○
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 施設の現状や利用状況、議会からの提案を踏まえ、自然観察施設の機能を活かしつつ、民間アイデアを活用し、魅力あふれる施設への一新を図る。

【理由】

- 整備後 40 年以上が経過し、今後増大が見込まれる施設の老朽化に伴う施設運営経費を県が負担し続けることは困難である。
- そこで、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、植物園等に付加価値をつけて魅力を向上させる整備を行い、利用者を増加させることで、持続可能な運営ができる施設へ転換を図る。

4 周辺の影響とその対応

- リニューアルの検討に当たっては、新たな利用者の取り込みを図る一方、これまでの利用者にも配慮したものとする必要がある。特に、県民の森については、周辺住民による森林散策の利用が多いことから、これらの利用者にも配慮する必要がある。
- また、那珂インターチェンジ周辺エリアで整備が予定されている道の駅との相乗効果も期待しながら、両施設のコンテンツのすみ分けや周遊を促す方法などについて、地元市と連携を図る必要がある。

5 今後の予定

- 令和 7 年 11 月にリニューアルオープン

○施設名 自然観察施設等（奥久慈憩いの森、水郷県民の森、お手まき記念の森）

1 現状

（1）施設の概要

- 奥久慈憩いの森は、森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として設置した自然観察施設である。昭和 51 年に開催された第 27 回全国植樹祭では、昭和天皇皇后両陛下が施設内に樹木をお手植えされた。平成元年に開催された第 13 回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を皇太子殿下（現天皇陛下）がお手入れされた。
- 水郷県民の森は、森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として設置した自然観察施設である。平成 17 年に開催された第 56 回全国植樹祭では、当時の天皇皇后両陛下（現在の上皇上皇后両陛下）が施設内に樹木をお手植えされた。令和 5 年に開催された第 46 回全国育樹祭では、お手植えされた樹木を秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお手入れされた。
- お手まき記念の森は、昭和 51 年に開催された第 27 回全国植樹祭の会場の一つであり、昭和天皇皇后両陛下が樹木の種をお手まきされた場所である。昭和 57 年 4 月、高萩市がお手まき記念の森を含む周辺一帯を森林公園として整備するため、県は土地・建物を無償で貸付けした。現在、高萩市森林公園として市民に親しまれ、園内には同市出身の彫刻家が製作した彫刻が展示されており、芸術公園の趣も有している。

	奥久慈憩いの森		水郷県民の森	お手まき記念の森													
所 在 地	久慈郡大子町大字高柴 4164-3 ほか		潮来市島須 3072-83 ほか	高萩市下手綱 1952-17 ほか													
開業年月	昭和 51 年 6 月		平成 18 年 4 月	昭和 51 年 4 月													
施設概要	面積 49.3ha 森林学習館 延べ床面積：350.44 m ² 構造：木造、地上 1 階 林業研修センター 延べ床面積：499.35 m ² 構造：木造、地上 2 階 ログハウス 延べ床面積：81.81 m ² 構造：木造、地上 1 階		面積 51.5ha ビジターセンター 延べ床面積：696.41 m ² 構造：木造、地上 1 階 活動体験施設 延べ床面積：122.38 m ² 構造：木造、地上 1 階	土地 18,249.13 m ² 公園敷地 17,822.46 m ² 建物敷地 426.67 m ² 建物（展示棟）1 棟 延べ床面積：318 m ² 構造：木造、地上 1 階													
設置理由	森林に関する学習及び研修並びに自然探勝の場として、県民の利用に供する施設		森林その他の自然環境に関する学習並びに保健及び休養の場として、県民の利用に供する施設	緑化思想の普及、地域住民の福祉向上の場として、県民の利用に供する施設													
設置の根拠法令等	茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例			高萩市森林公園の設置及び管理に関する条例													
事業内容	施設・設備の管理、森林・緑地の管理、自然観察等のイベント開催			施設・設備の管理、森林・緑地の管理													
定員	－																
利用料金	<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>利用料金</td></tr><tr><td rowspan="4">林業研修センター</td><td rowspan="2">教室</td><td>1 日 3,030円</td></tr><tr><td>半日 1,520円</td></tr><tr><td rowspan="2">宿泊施設</td><td>1 泊大人 1 人 1,970円</td></tr><tr><td>1 泊小人 1 人 990円</td></tr><tr><td colspan="2">キャンプ場</td><td>1 泊 1 張り 1,480円 (テント持込み 740円)</td></tr></table>		区分		利用料金	林業研修センター	教室	1 日 3,030円	半日 1,520円	宿泊施設	1 泊大人 1 人 1,970円	1 泊小人 1 人 990円	キャンプ場		1 泊 1 張り 1,480円 (テント持込み 740円)	無料	無料
区分		利用料金															
林業研修センター	教室	1 日 3,030円															
		半日 1,520円															
	宿泊施設	1 泊大人 1 人 1,970円															
		1 泊小人 1 人 990円															
キャンプ場		1 泊 1 張り 1,480円 (テント持込み 740円)															

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

- 奥久慈憩いの森及び水郷県民の森は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、指定管理者による日常管理のほか、県による修繕も行い、施設の維持管理を実施している。
- 両施設とも、令和5年度に指定管理者更新の手続きを行い、奥久慈憩いの森は、指定管理者が太子町から茨城県造園業協同組合に変更となり、水郷県民の森は、公益社団法人茨城県農林振興公社が引き続き指定管理者となった。

施設名	奥久慈憩いの森	水郷県民の森
指定管理者	茨城県造園業協同協会	公益社団法人茨城県農林振興公社
指定管理期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）	
従事者数	6人（常勤1人、非常勤5人）	6人（常勤2人、非常勤4人）

- お手まき記念の森は、昭和57年4月1日から高萩市への無償貸付けを行い、「高萩市森林公園」として市が管理運営を行っている。

施設名	お手まき記念の森
相手方	高萩市
契約形態	公有財産賃貸借契約（現契約期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）5年更新
契約内容	土地 18,249.13 m ² （公園敷地 17,822.46 m ² 、建物敷 426.67 m ² ）の貸付け 建物（展示棟）1棟（延べ床面積：318 m ² 、構造：木造、地上1階）の貸付け
貸付料（年額）	無償
その他	高萩市において「高萩市森林公園の設置及び管理に関する条例」を制定（昭和55年） 高萩市は、県との契約に基づき財産の保全、修繕に要する経費を全て負担

(3) 利用状況

- 奥久慈憩いの森の利用者数のピークは、平成 18 年度の約 2 万人で、その後徐々に減少し、近年ではコロナ禍の影響もあり利用者数が落ち込んだものの、令和 6 年度の利用者数は約 1 万人となっている。
- 水郷県民の森は、開業から現在まで、年間 8 万人前後の利用者を確保しており、利用者数のピークは平成 28 年度の約 8 万 5 千人である。その後、コロナ禍の中でも利用者数を維持し、令和 6 年度の利用者数は約 7 万 8 千人となっている。
- お手まき記念の森の利用者数は減少傾向にあり、令和 6 年度の利用者数は約 1 万人となっている。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	ピーク	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 / ピーク
奥久慈 憩いの森	19,948 (H18)	13,769	13,901	12,319	13,359	8,210	7,447	8,184	8,005	8,205	10,169	51%
水郷 県民の森	84,537 (H28)	84,306	84,537	83,394	82,783	80,353	73,375	82,601	81,956	82,272	78,310	93%
お手まき 記念の森	41,027 (H20)	19,955	20,324	18,086	18,024	20,011	20,963	14,486	10,891	8,843	10,038	24%
3 施設 合計	145,512	118,030	118,762	113,799	114,166	108,574	101,785	105,271	100,852	99,320	98,517	68%

(4) 運営状況

①奥久慈憩いの森

- 奥久慈憩いの森の指定管理料は、年間約2千6百万円を要しており、近年はコロナ禍の影響などにより、利用料金収入の減少に伴い収支状況が悪化したものの、指定管理者の変更に伴って管理方法等を見直したことで、令和6年度の収支状況は回復した。
- 修繕については、森林学習館の屋根修繕工事や森林学習館の外壁塗装工事等を実施しているが、直近10年間で1件につき1千万円以上の大規模修繕は実施していない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	歳出計 (B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他	収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
H27	29,623	27,379	1,616	628	25,950	9,368	16,218	364	0	3,673	0
H28	28,288	27,015	648	625	25,252	9,844	15,030	378	0	3,036	3,065
H29	27,722	26,188	695	839	26,266	9,805	16,329	132	0	1,456	5,681
H30	26,665	25,621	471	573	26,855	10,222	16,478	155	0	△190	518
R1	26,638	26,079	239	320	28,236	8,624	19,572	40	0	△1,598	6,677
R2	26,085	25,793	12	280	28,309	8,696	19,563	50	0	△2,224	13,090
R3	26,513	26,069	0	444	28,822	9,012	19,750	60	0	△2,309	29,766
R4	29,094	26,079	35	2,980	28,737	8,918	19,759	60	0	357	2,761
R5	26,660	26,079	82	499	28,400	9,036	19,344	20	0	△1,740	0
R6	26,551	25,994	152	405	24,153	9,286	14,837	30	0	2,398	0
平均	27,384	26,230	395	759	27,098	9,281	17,688	129	0	286	6,156

②水郷県民の森

- 水郷県民の森の指定管理料は、年間約２千１百万円を要しており、利用料収入はないものの、施設内の森林・緑地の管理をボランティア団体等と協働で実施するなど、指定管理者の工夫によって維持管理費の削減に努めている。
- 修繕については、ビジターセンターの空調機更新工事等を実施している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他	
H27	21,786	21,613	－	173	20,191	12,058	8,061	72	0	1,595
H28	21,571	21,327	－	244	21,449	13,216	8,161	72	0	122
H29	20,888	20,675	－	213	21,910	13,868	7,997	45	0	△1,022
H30	20,424	20,230	－	194	21,280	14,023	7,194	63	0	△856
R 1	21,420	21,272	－	148	20,652	12,821	7,768	63	0	768
R 2	21,315	21,272	－	43	20,119	12,477	7,624	18	0	1,196
R 3	21,439	21,272	－	167	20,474	12,525	7,913	36	0	965
R 4	21,419	21,272	－	147	20,693	12,881	7,749	63	0	726
R 5	21,663	21,272	－	391	21,690	13,967	7,669	54	0	△27
R 6	21,455	21,272	－	183	21,718	13,333	8,322	63	0	△263
平均	21,338	21,148	－	190	21,018	13,117	7,846	55	0	320

③お手まき記念の森

○ お手まき記念の森は、高萩市が、直接管理運営をしている。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計					【参考】
		人件費	維持管理費	事業費	その他	使用料等収入
H27	5,444	0	5,444	0	0	－
H28	5,577	0	5,577	0	0	－
H29	6,978	0	6,978	0	0	－
H30	5,102	0	5,102	0	0	－
R 1	4,906	0	4,906	0	0	－
R 2	5,070	0	5,070	0	0	－
R 3	4,018	0	4,018	0	0	－
R 4	4,304	0	4,304	0	0	－
R 5	5,007	0	5,007	0	0	－
R 6	5,046	0	5,046	0	0	－
平均	5,145	0	5,145	0	0	－

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 直近 10 年間の大規模修繕の実績としては、水郷県民の森において老朽化が進んでいた水上木製デッキ撤去工事を令和 3 年度に実施し、ビジターセンターの空調機更新工事を令和 6 年度に実施した。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	0	－
H28	0	－
H29	0	－
H30	0	－
R 1	0	－
R 2	0	－
R 3	32,736	大膳池に架かる水上木製デッキ撤去工事（水郷）
R 4	0	－
R 5	0	－
R 6	35,277	ビジターセンター空調機更新工事（水郷）
計	68,013	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

○ 近県の類似施設では、本県と同様に指定管理者制度を導入して施設を管理している。

施設名	所在地	指定管理者
栃木県県民の森	栃木県矢板市	たかはらの森管理グループ
埼玉県県民の森	埼玉県秩父郡横瀬町	(公社)埼玉県農林公社
東京都檜原都民の森	東京都西多摩郡檜原村	檜原村
東京都奥多摩都民の森	東京都西多摩郡奥多摩町	奥多摩町
神奈川県立 21 世紀の森	神奈川県南足柄市	(株)アグサ
内浦山県民の森	千葉県鴨川市	(一財)千葉県観光公社
清和県民の森	千葉県君津市	千葉県森林組合

2 課題

○ いずれの施設も開業から年数が経過し、施設の老朽化による設備の更新や建築物の修繕等を計画的に実施する必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和 7 年度	令和 6 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営及び管理手法を継続し、合理化を図る。

【理由】

- 奥久慈憩いの森は、森林学習や自然探勝の場としての役割を果たすため、小中学生を対象とした木工工作体験や野鳥観察等ができる拠点として利用されており、利用者のニーズを把握しつつ、引き続き施設を存続していく必要がある。
- 水郷県民の森は、自然環境に関する学習をする場としての役割を果たすため、植物観察会や野鳥観察会等の開催のほか、地域団体のイベント会場として利用されており、利用者のニーズを把握しつつ、引き続き施設を存続していく必要がある。
- お手まき記念の森は、豊かな自然を感じられる憩いの場としての役割を果たすため、高萩市によって県の負担なく管理されており、引き続き施設を存続していく必要がある。

令和 7 年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

水産振興課（農林水産部）
令和 7 年 6 月 1 1 日（水）

○施設名 波崎漁港海岸休憩施設

1 現状

(1) 施設の概要

○ 波崎漁港海岸休憩施設は、海水浴、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として設置したものである。

所在地	神栖市波崎 9572-1 地先
開業年月	平成 7 年 8 月
施設概要	施設敷地 15,000 m ² 、休憩・管理棟 鉄筋コンクリート造（管理室・トイレ・シャワー室、休憩室） （延床面積：216.32 m ² ）
設置理由	海水浴客、マリンスポーツ等で波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所として整備された。
設置の根拠法令等	茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例
事業内容	施設の維持管理等
定員	—
利用料金	温水シャワー210 円以内／回（3 分）

(2) 管理手法 ※令和 7 年 4 月 1 日時点

○ 平成 7 年度から施設の運営を委託しており、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	神栖市
指定管理期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	3 人（非常勤）

(3) 利用状況

- 利用者数は、令和元年度までは概ね年間2万人前後で推移していたが、令和2年度から令和3年度についてはコロナ禍の影響によりピーク時の50%程度に低減している。
- 令和6年度は、ピーク時の約76%まで回復している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H29 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 /ピーク
利用者数	23,562	17,681	19,108	23,562	16,140	18,186	11,242	11,545	17,632	17,839	17,929	76.1%

(4) 運営状況

- シャワー利用料と地元神栖市の財源にて運営を行っている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H27	10,189	-	462	9,727	10,189	1,996	8,193	-	-	0	0
H28	10,121	-	551	9,570	10,121	1,989	8,132	-	-	0	681
H29	12,500	-	591	11,909	12,500	1,880	10,620	-	-	0	0
H30	13,061	-	445	12,616	13,061	1,776	11,285	-	-	0	0
R 1	10,156	-	381	9,775	10,156	1,940	8,216	-	-	0	0
R 2	16,814	-	238	16,576	16,814	1,902	14,912	-	-	0	0
R 3	9,764	-	136	9,628	9,764	1,501	8,263	-	-	0	0
R 4	5,785	-	396	5,389	5,785	2,240	3,545	-	-	0	0
R 5	7,211	-	361	6,850	7,211	2,345	4,866	-	-	0	0
R 6	6,481	-	307	6,174	6,481	2,776	3,705	-	-	0	0
平均	10,208	-	387	9,821	10,208	2,034	8,174	-	-	0	68

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- これまで、10,000千円以上の大規模な修繕は行っていない。

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 周辺に類似施設はない。

２ 課題

- 施設の長寿命化のために必要な修繕等について神栖市と協議し、適切に実施していく必要がある。

３ 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和７年度	令和６年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の施設運営により管理する。

【理由】

- 当該施設には、波崎漁港海岸を訪れる者の休憩場所としての役割が求められていることから、現行の管理手法による施設の存続に努めていく。

○施設名 漁港施設（那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門、波崎漁港浄化施設）

1 現状

（1）施設の概要

- 那珂湊漁港駐車場は、漁港来場者の駐車スペースを確保することにより、漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図ることを目的としている。
- 那珂湊漁港水門は、那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止、航路機能の維持を目的としている。
- 波崎漁港浄化施設は、近隣市街地に散在する水産加工業者を漁港内の加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに水産加工場からの排水を処理し、波崎漁港及び周辺水域の衛生管理・環境保全に資することを目的としている。

	那珂湊漁港駐車場	那珂湊漁港水門	波崎漁港浄化施設
所在地	ひたちなか市湊本町地内	ひたちなか市湊本町地内	神栖市波崎新港 11
開業年月	平成 6 年 10 月	平成 3 年 4 月	平成 13 年 4 月
施設概要	施設敷地 第 1 駐車場 8,909 m ² 、 第 2 駐車場 5,774 m ²	施設敷地 377 m ² ・管理棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積：225 m ² ・機械室棟 鉄筋コンクリート造 1 棟 延床面積：54 m ² ・防衛チェーン機械室 鉄筋コンクリート造 1 棟 延床面積：98 m ²	施設敷地 9,403.63 m ² 、 ・前処理棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 階、地下 1 階建 延床面積：971 m ²
設置理由	那珂湊漁港内での無秩序な駐車を防止し、漁業生産活動の円滑化を図る	那珂湊漁港内への河川土砂の流入防止と航路機能の維持を図る	近隣市街地に散在する水産加工業者（19 社）を本加工団地へ集積し、産地の拠点化を図るとともに漁港内の衛生管理・環境保全を図る
設置の根拠法令等	漁港及び漁場の整備等に関する法律及び茨城県漁港管理条例		

	那珂湊漁港駐車場	那珂湊漁港水門	波崎漁港浄化施設
事業内容	駐車場料金の徴収、利用者の整理誘導、施設の維持管理等	施設の維持管理等	施設の維持管理等
定 員	第1駐車場 普通車：229 台、バス：10 台 第2駐車場 普通車：176 台	—	—
利用料金	普通車：100 円 乗合型自動車：210 円 大型乗合自動車：340 円	無	事業所敷地：398 円／m ² 、 排水量：196 円／m ³

(2) 管理手法 ※令和7年4月1日時点

	那珂湊漁港駐車場	那珂湊漁港水門	波崎漁港浄化施設
管理手法	指定管理者制度 ・平成6年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入	指定管理者制度 ・平成3年度から、施設の運営を委託 ・平成18年度から指定管理者制度を導入	直営 ・平成18年度から指定管理者制度を導入していたが、東日本大震災による復旧工事や老朽化対策工事のため、平成24年度から管理運営は、全て委託で実施
管理状況	・指定管理者 株 曙恒産 ・指定管理期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日(5年間) ・従事者数 9人 (非常勤9人)	・指定管理者 那珂湊漁業協同組合 ・指定管理期間 令和5年4月1日～ 令和10年3月31日(5年間) ・従事者数 2人 (非常勤2人)	・委託先 三菱化工機アドバンス(株) ・従事者数 3人 (非常勤3人)

(3) 利用状況

- 那珂湊漁港駐車場の利用台数は、令和元年度までは概ね年間 42～44 万台で推移していた。令和 2 年度はコロナ禍の影響によりピーク時の 74%と落ち込んだが、令和 3 年度には、86%まで回復し、令和 6 年度は、108%とピーク時を上回っている。
- 那珂湊漁港水門は、東日本大震災以前の利用隻数は概ね 2,000 隻程度で推移していたが、震災復旧工事を終え再稼働した平成 29 年度以降の利用隻数は、船舶数の減少によりピーク時(平成 17 年度)の半分以下となった。令和 2 年度以降は、流入土砂が水門付近に堆積し稼働を停止していることから、利用実績がない状況が継続している。
- 波崎漁港浄化施設を利用している加工団地は、すべての区画が埋まっており、利用企業数は上限に達している。

【利用者数の推移】

施設名	項目	ピーク		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 6 /ピーク
		年度	利用者数											
駐車場	利用台数 (台)	R 4	499,012	443,131	433,273	414,912	438,203	426,804	369,683	429,088	499,012	488,157	538,490	107.9%
水門	利用隻数 (隻)	H17	2,248	0	0	752	955	774	0	0	0	0	0	0.0%
浄化施設	利用企業数 (社)	R 4	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	100%
	処理水量 (m ³)	H29	114,246	110,071	111,192	114,246	103,375	112,387	100,777	95,947	99,294	108,056	95,983	84.0%

(4) 運営状況

① 那珂湊漁港駐車場

- 那珂湊漁港駐車場の利用台数（過去5年間）は平均46万台/年を超え、利用料収入は平均46,800千円/年で推移している。なお、令和2年度は、コロナ禍の影響で一時的に減少した。
- 指定管理者の歳出が指定管理料を上回っていることから、令和6年度にチケットレス入庫やキャッシュレス決済等を導入し、維持管理費の削減を行うとともに、指定管理料の増額等を行った。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)				歳出計 (B)					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	指定 管理料	利用料 収入※	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H27	15, 120	15, 120	-	-	16, 018	10, 802	5, 216	-	-	△898	0
H28	15, 120	15, 120	-	-	15, 808	10, 684	5, 124	-	-	△688	38, 545
H29	14, 957	14, 957	-	-	16, 642	11, 039	5, 603	-	-	△1, 685	0
H30	15, 120	15, 120	-	-	15, 482	9, 787	5, 695	-	-	△362	0
R 1	15, 260	15, 260	-	-	15, 746	10, 393	5, 353	-	-	△486	0
R 2	15, 400	15, 400	-	-	17, 048	10, 647	6, 401	-	-	△1, 648	0
R 3	15, 400	15, 400	-	-	18, 058	11, 522	6, 536	-	-	△2, 658	0
R 4	15, 400	15, 400	-	-	17, 729	10, 716	7, 013	-	-	△2, 329	0
R 5	15, 400	15, 400	-	-	16, 337	9, 910	6, 427	-	-	△937	33, 000
R 6	16, 515	16, 515	-	-	17, 953	14, 882	3, 071	-	-	△1, 438	75
平均	15, 369	15, 369	-	-	16, 682	11, 038	5, 644	-	-	△1, 313	7, 162

※利用料収入は県の歳入としているため、指定管理者の歳入における利用料収入は「-」と記載

なお、県の歳入となる利用料収入は、平均46,800千円/年（R2：37,170千円、R3：43,189千円、R4：50,260千円、R5：49,270千円、R6：54,089千円）で推移している。

② 那珂湊漁港水門

- 現在、緊急時を除き閉門しており、船舶の航行はないが、河川からの土砂流入防止機能は維持・継続されている。
- 維持管理費等に大きな変動はなく収支は安定している。
- 平成 23 年度から平成 26 年度までは、大震災からの復旧工事のため指定管理を行っていない。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計				歳出計					収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費
	(A)	指定 管理料	利用料 収入	その他	(B)	人件費	維持 管理費	事業費	その他		
H27	27,999	27,999	-	-	28,019	10,496	17,523	-	-	△20	0
H28	28,038	28,038	-	-	28,137	12,326	15,811	-	-	△99	43,714
H29	28,221	28,221	-	-	28,235	12,411	15,824	-	-	△14	0
H30	28,188	28,188	-	-	28,188	12,459	15,729	-	-	0	0
R 1	28,388	28,388	-	-	28,388	12,660	15,728	-	-	0	0
R 2	28,688	28,688	-	-	28,688	12,958	15,730	-	-	0	0
R 3	28,688	28,688	-	-	28,688	12,955	15,733	-	-	0	0
R 4	28,688	28,688	-	-	28,688	12,535	16,153	-	-	0	0
R 5	28,688	28,688	-	-	28,688	12,636	16,052	-	-	0	0
R 6	27,252	27,252	-	-	27,252	11,188	16,064	-	-	0	0
平均	28,284	28,284	-	-	28,297	12,262	16,035	-	-	△13	4,371

③ 波崎漁港浄化施設

- 波崎漁港浄化施設の利用企業数の増減はない（19 社）。また、処理水量は、水揚量により変動があるものの 100,000 m³ 前後で推移している。
- 利用料収入も平均 38,515 千円に対し、支出は平均 32,516 千円であり、収支も安定し均衡がとれている。

【歳出の推移】

（単位：千円）

年度	歳出計	【参考】			
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H27	28,344	－	5,967	22,377	－
H28	27,468	－	5,396	22,072	－
H29	28,435	6,488	5,696	16,251	－
H30	29,846	5,692	6,658	17,496	－
R 1	32,625	8,246	7,101	17,278	－
R 2	34,462	8,713	7,632	18,117	－
R 3	34,012	9,488	7,214	17,310	－
R 4	37,444	8,406	9,326	19,712	－
R 5	34,765	8,790	7,526	18,449	－
R 6	37,758	9,105	8,207	20,446	－
平均	32,516	6,493	7,072	18,951	－

【参考】	
利用料収入	県実施の 修繕費等
39,064	397,667
39,279	0
39,866	92,224
37,778	262,527
39,899	38,427
38,002	0
37,056	4,000
37,712	9,700
39,429	0
37,063	25,300
38,515	82,984

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 那珂湊漁港駐車場は、平成28年度に東日本大震災による復旧工事、令和6年度にキャッシュレス決済対応機器類を導入している。
- 那珂湊漁港水門は、平成26年度、平成28年度に東日本大震災による災害復旧工事を行っている。
- 波崎漁港浄化施設は、平成27年度に東日本大震災による災害復旧工事を行ったほか、国補事業等を活用しながらプラント・機械・電気設備等の工事等を行っている。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H27	397,667	波崎漁港浄化施設 災害復旧工事（東日本大震災）
H28	82,259	那珂湊漁港駐車場 災害復旧工事（東日本大震災） 38,545 那珂湊漁港水門 災害復旧工事（東日本大震災） 43,714
H29	92,224	波崎漁港浄化施設 災害復旧関連工事（プラント・機械・電気設備等の工事）
H30	262,527	波崎漁港浄化施設 災害復旧関連工事（プラント・機械・電気設備等の工事）
R1	38,427	波崎漁港浄化施設 災害復旧関連工事（プラント・機械・電気設備等の工事）
R2	－	
R3	－	
R4	－	
R5	33,000	那珂湊漁港駐車場 キャッシュレス決済対応機器類導入工事
R6	25,300	波崎漁港浄化施設 機能回復工事詳細設計業務委託
計	931,404	

（５）周辺エリア、類似施設等の状況

- 那珂湊漁港駐車場、那珂湊漁港水門及び波崎漁港浄化施設は、周辺エリアに類似施設はない。また、近県（福島県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県）においても同様の施設は設置されていない。

2 課題

- 那珂湊漁港駐車場は、漁港内での無秩序な駐車を抑制するため駐車場の稼働率を向上させる必要がある。
- 那珂湊漁港水門は、漁港内への土砂流入に伴い水門付近に土砂が堆積し、稼働できないことから早期の復旧が必要である。
- 波崎漁港浄化施設は、施設供用開始から 24 年経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じていることから、今後も計画的な修繕・改修を行っていく必要がある。

3 対応方針

	今後の取組方針（案）	令和 7 年度	令和 6 年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 那珂湊漁港駐車場は、令和 6 年 4 月に導入したチケットレス入庫やキャッシュレス決済による精算方法の周知を行い、円滑な入出庫を促すなど、駐車場稼働率の向上に努めていく。
- 那珂湊漁港水門は、堆積土砂の除去を行い、早期の再稼働を目指していく。
- 波崎漁港浄化施設は、老朽化等に対応するための工事や修繕を適切に実施し、長寿命化を目指していく。

【理由】

- 当施設は、漁港及び漁場の整備に関する法律第 3 条に規定する県が管理する漁港施設であることから、設置目的のとおり漁業生産活動の円滑化のため引き続き存続させる必要がある。